

緑化面積が50m²未満はこちら

生垣等設置奨励補助金制度



1 生垣設置事業

住宅や店舗において、公道沿いに生垣を設置する場合、その費用の一部を補助します。

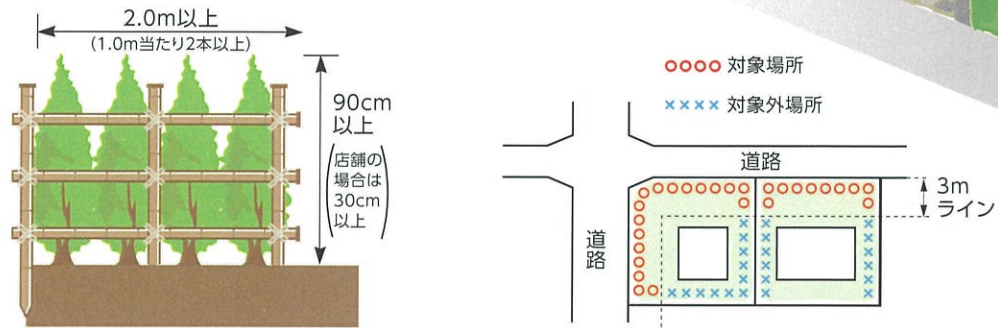
対象区域 市内全域(市街化区域、市街化調整区域)

- 条件**
- 公道境界から3m以内の場所に設置すること。
 - 生垣は、延長2m以上で、1m当り2本以上植栽すること。
 - 樹木の高さは、住宅地は90cm以上、店舗は30cm以上であること。
 - 生垣に使うブロック積み等は、60cm以下の高さとする。

※裏表紙に記載の **補助の条件(共通項目)** もご確認ください。

- 補助額**
- 対象経費の2分の1以内で、以下の条件を満たす額。
 - 市街化区域 60,000円以内
 - 市街化調整区域 40,000円以内

対象経費 ●苗木(樹木)、植栽土、垣根用資材等に類する経費。



その他 ●ブロック塀等を撤去する場合は、ブロック塀等撤去費補助がありますので、建築課までお問い合わせください。

2 駐車場緑化事業

住宅や店舗において、公道に面している駐車場を緑化する場合、その費用の一部を補助します。

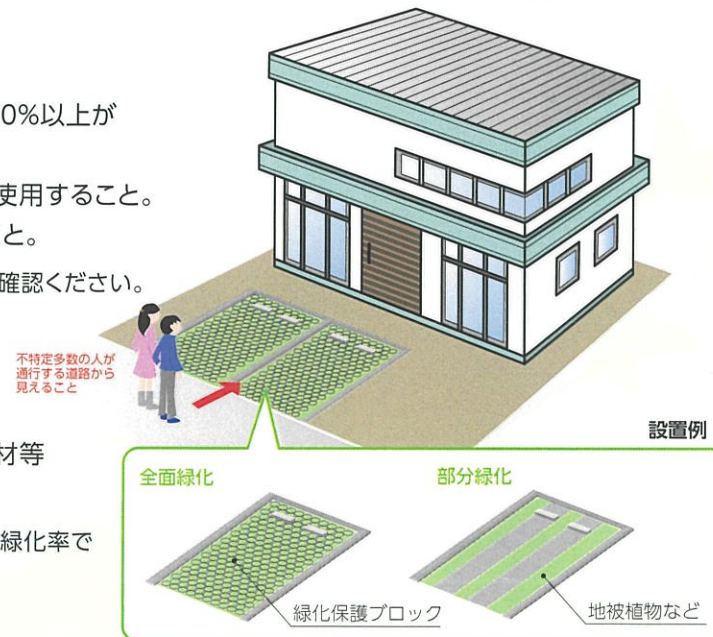
対象区域 市街化区域

- 条件**
- 緑化面積が2.5m²以上、駐車場面積の20%以上が緑化されていること。
 - タイヤが踏む部分に緑化保護資材等を使用すること。
 - プランター等、移動可能なものでないこと。
- ※裏表紙に記載の **補助の条件(共通項目)** もご確認ください。

- 補助額**
- 対象経費の2分の1以内で、限度額60,000円以内

対象経費 ●地被植物等の植物、植栽土、緑化保護資材等これに類する経費。

※緑化面積は、緑化保護資材の面積×各製品の緑化率で算出します。



3 街並み緑化事業

苗木を購入し自分で植える場合も補助があります。

住宅や店舗において、公道に面している場所に樹木を植栽する場合、苗木代などを補助します。

対象区域 市街化区域

- 条件**
- 公道境界から3m以内の場所に植えること。
 - 高中木の場合1本以上、低木の場合は4本以上植栽すること。
 - プランター等、移動可能なものでないこと。
 - 芝生、草花、高さ30cm未満の樹木は対象外です。
- ※裏表紙に記載の **補助の条件(共通項目)** もご確認ください。

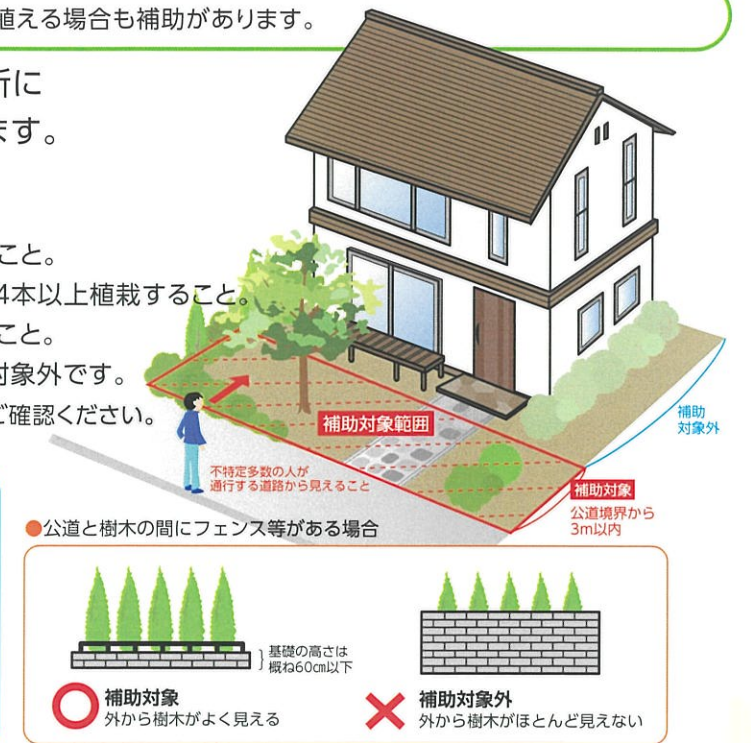
対象外

●プランターやコンテナ等での緑化

高さ30cm未満の樹木

●芝生や草花

※すでに植えている樹木の植替えは、対象外。



- 補助額**
- 対象経費の2分の1以内で、限度額 60,000円以内
 - 樹木1本あたりの上限額(補助額)
 - ・高木3.0m以上 15,000円
 - ・中木1.5m以上3.0m未満 4,000円
 - ・低木0.3m以上1.5m未満1,000円

対象経費 ●苗木(樹木)、植栽土、緑化資材費等これに類する経費。
●自ら植栽する場合は、苗木の購入費用。

緑化面積が50m²以上の場合はこちら

安城市都市緑化推進事業補助金制度



あいち森と緑づくり税を財源に、民有地の緑化を補助します。

対象区域 市街化区域、市街化調整区域の既存集落

- 条件**
- 新たに緑化する面積が50m²以上であること。(生垣の場合は、15m以上であること)
 - あいち森と緑づくり税を活用した事業を示す看板を設置すること。
 - 補助対象の緑化施設を適正に維持管理すること。

- 補助額**
- 対象経費の2分の1以内で、以下の条件を満たす額
 - 屋上・壁面緑化……緑化対象面積×30,000円以内
 - 空地緑化……緑化対象面積×15,000円以内
 - 駐車場緑化……緑化対象面積×20,000円以内
 - 生垣設置……生垣延長×5,000円以内
 - 限度額 総額 500万円以下 (但し、最低10万円以上。生垣設置のみは7万5千円以上。)

対象経費 屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、空地緑化の次の費用。
植栽費・植栽基盤費・かん水施設費・園路整備費等これに類する費用。

